

## 農林水産技術会議事務局に係る「農林水産省電子申請システム」の廃止となる手続き

手続名	根拠法令、根拠規定
国有施設減額使用の申請	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第3条第1項
国有施設減額使用の認定	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第3条第2項
国有地減額使用の申請	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第4条第1項
国有地減額使用の認定	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第4条第2項
中核的研究機関の施設減額使用の申請	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第6条第1項
中核的研究機関の施設減額使用の認定	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第6条第2項
中核的研究機関の土地減額使用の申請	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第7条第1項
中核的研究機関の土地減額使用の認定	農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則第7条第2項